

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 横浜町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
585	1,362	172	2,119

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	備考
一般会計	3,732	3,603	129	104	9	3,366	0	
一般会計等	3,732	3,603	129	104		3,366	0	実質赤字額

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

①
②
③
④
⑤(=-②)
※②が負数の場合のみ

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	98	89	8	178	63	355	25	法適用企業
百目木地区農業集落排水事業特別会計	21	20	1	1	13	202	158	
下水道事業特別会計	13	13	0	0	13	135	135	
国民健康保険特別会計	812	729	83	83	106	0	0	
介護保険特別会計	572	510	61	61	146	0	0	
後期高齢者医療特別会計	37	37	1	1	18	0	0	
老人医療特別会計	2	2	0	0	0	0	0	
公営企業会計等 計				324			318	連結実質赤字額

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用している公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

⑥
⑦
⑧(=-②+⑥)
※②+⑥が負数の場合のみ

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	左のうち一般会計等負担見込額	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
北部上北広域事務組合(一般会計)	2,857	2,802	55	55	0	0	1,046	142	
北部上北広域事務組合(病院会計)	2,375	2,716	△ 341	△ 585	73	301	1,765	145	法適用企業
下北地方広域行政事務組合	6,443	6,374	69	69	0	45	6,983	158	
上北教育・福祉事務組合	1,079	1,054	25	25	0	16	9	0	
青森県市町村職員退職手当組合	14,983	14,649	334	334	0	0	0	0	
青森県市町村総合事務組合	811	792	19	19	0	6	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	547	475	71	71	0	55	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	136,203	132,955	3,248	3,247	0	3,233	0	0	
青森県交通災害共済組合	220	192	28	28	0	0	0	0	
小川原湖広域水道企業団	0	0	0	0	0	0	0	0	法適用企業
一部事務組合等 計				3,267	65		9,803	445	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
(株)よこはまロマン創社	0	51	49	0	0	-	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			49	0	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

⑩

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算A	平成21年度 決算B	差引 B-A
財政調整基金	190	269	79
減債基金	214	296	82
その他充当可能基金	30	39	9
充当可能基金計	434	604	170

⑫

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

(単位:%(財政力指数を除く))

財政指標名	平成20年度 決算A	平成21年度 決算B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算A	平成21年度 決算B	差引 B-A
実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	2.94	4.92	1.98	△ 15.00	△ 20.00	横浜町水道事業会計	253.5	262.9	9.4
連結実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	13.00	20.19	7.19	△ 20.00	△ 40.00	百目木地区農業集落排水事業特別会計	24.8	23.0	△ 1.8
実質公債費比率	14.1	12.6	△ 1.5	25.0	35.0	横浜町下水道事業特別会計	※	※	
将来負担比率	118.1	94.6	△ 23.5	350.0					
財政力指数	0.24	0.24	0.00						
経常収支比率	92.8	93.5	0.7						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

2. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。

3. 「資金不足比率」について、事業の規模が零となる場合には、「※」で表示している。

4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算による基準である。

【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額 ⑤}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ⑧}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 ⑬} - \text{充当可能財源等 ⑭}}{\text{標準財政規模 ①} - \text{算入公債費等の額 ⑮}}$$

・将来負担額 = ③ + ④ + ⑦ + 退職手当負担見込額 + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + 公的信用保証等に係る損失補償見込額

	1,130 (百万円)	0 (百万円)	(百万円)
			5,323
			tdさ

・充当可能財源 = 充当可能基金 ⑫ + 充当可能特定歳入 + 基準財政需要額算入見込額

	22 (百万円)	2,947 (百万円)	(百万円)
			3,573
			⑭

・算入公債費等の額 =

	270 (百万円)		
			⑮

7 健全化判断比率等の分析及び今後の対応方針

(1) 健全化判断比率等の分析

	比率	分 析 欄
①実質赤字比率	—	赤字を発生させないため、今後も行財政改革等に取り組んでいくこととする。
②連結実質赤字比率	—	赤字を発生させないため、今後も行財政改革等に取り組んでいくこととする。
③実質公債費比率	12.6%	昨年度は14.1%で1.5%の減となった。その要因は普通交付税及び臨時財政対策債の増額によるものが主なものである。赤字を発生させないため、今後とも行財政改革等に取り組んでいくこととする。
④将来負担比率	94.6%	昨年度は118.1%で23.5%の減となった。その要因は地方債残高の減少と充当可能基金の増が主なものである。赤字を発生させないため、今後とも行財政改革等に取り組んでいくこととする。
⑤資金不足比率		
横浜町水道事業会計	—	資金不足を発生させないために、引き続き加入率の向上及びコストの削減を図る。
百目木地区農業集落排水事業特別会計	—	資金不足を発生させないために、引き続きコストの削減を図る。
横浜町下水道事業特別会計	—	事業は休止中であり、地方債の償還については一般会計からの繰入で賄っているため資金不足は生じていない。

(注)1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は、赤字がある場合に比率を正数で表示し、黒字の場合は「—」と表示している。

2 「④将来負担比率」及び「⑤資金不足比率」は、将来負担額又は資金不足額がない場合は「—」と表示している。

(2) 今後の対応方針

公債費負担のピークが過ぎたことと大規模事業の計画が今のところないので、当分の間は黒字財政で推移するものと思われる。